

## 平成 25 年度第 11 回都市計画公聴会の 公述人の意見に対する大阪府の考え方

公聴会において公述人から述べられた意見のうち、今回変更しようとする都市計画に関するものに対しての大阪府の考え方は、次のとおりです。

公述人	都市計画案に係る意見の概要	意見に対する大阪府の考え方
A	<p>平成 18 年の後半に、都市計画道路稲田石切線の沿道に本社ビルを建てる予定で土地を購入する際、都市計画道路が通っているということで、東大阪市に確認に行った。</p> <p>そこで、東大阪市の担当者から、当該箇所両サイドの区間が整備されているので、ここは道路ができると言われた。</p> <p>建設予定の倉庫は 5 階建ての重量鉄骨なので、都市計画道路にかかるはずということから、市の方が、控えて建てて下さいということで控えた。</p> <p>しかし、控えることで、倉庫の間口が狭いことから、コンテナの通る場所を確保しないといけないので、倉庫の一部、通常、収益が得られる箇所である 1 階の 30 坪ほどを削った。</p> <p>その上で、平成 19 年 1 月 19 日に建築確認を行ったが、その時に再度確認すると、3 階建て以上や鉄筋、重量鉄骨の建物は建てないでくださいというふうに市の方に言われたので、その通りにやった。</p> <p>ところが、先日、平成 26 年 2 月に説明会があり、この都市計画道路は無くなると聞いた。</p> <p>私どもには、収益に関わることなので、ちょっと納得いかないのが公述申出書を提出した。</p> <p>あと、通常であれば 1 階のフロア部分だと、30 坪で月 30 万円くらいの収入が得られる予定だが、それを削った。</p>	<p>都市計画道路稲田石切線については、急激な人口の増加、交通量の増大に対処するため、必要な都市計画道路として計画を存続してきましたが、近年の社会経済情勢の変化に基づき、今回、その見直しを行ったものであります。</p> <p>具体的には、「都市計画（道路）見直しの基本方針」に基づき評価を行いました。</p> <p>その結果、東大阪市の東西方向の広域的な交通処理としては、他の現道等で対応可能であることから、本路線による交通処理機能の必要性は低いものと考えております。</p> <p>本路線の都市計画道路小阪稲田線から府道大阪中央環状線までの区間及び都市計画道路新庄荒本北線から都市計画道路加納玉串線までの区間は、大半が現道と重複しておらず、既に住宅や工場等が立地していることから、都市計画道路による新たな市街地形成機能の必要性は低いものと考えております。</p> <p>また、国道 170 号から都市計画道路山麓線までの区間は、一部現道と重複しておりますが、今後、都市計画事業により拡幅することもなく、事業の実現性が低いものと考えております。</p> <p>このため、これらの区間については、将来の過度な財政上の負担を生じさせない、また、民間の土地利用に長期の権利制限を課さない、といった視点から都市計画を廃止しようとするものであります。</p> <p>なお、本件都市計画による所有権の制限は、公共の福祉のために一般的に受忍して頂く限度内の制限でありますので、ご理解を頂きたいと考えております。</p>